(下線部が変更箇所)

## 変 更 案

第1条 ビスケット業における景品類の提供の制限に|第1条 ビスケット業における景品類の提供の制限に 関する公正競争規約(以下「規約」という。)第2 条第1項の「ビスケット」、「クラッカー」、「カ ットパン」及び「パイ」とは、それぞれビスケット 類の表示に関する公正競争規約(昭和46年公正取引 委員会告示第26号) 第2条に規定する、ビスケッ ト、クラッカー、カットパン及びパイをいう。

(削除)

(削除)

(削除)

- 2 規約第2条第1項の「穀類スナック」とは、とう 5 もろこし、小麦又は米を原料とし、必要により澱 粉、糖類、膨脹剤、食品添加物等を配合し、又は添 加したものを成型機、膨化機又はフライヤーを使用 して製造し、必要により食用油脂、調味料で味つけ した軽い食品であって次の各号の一に該当するもの をいう。ただし、別表に掲げる穀類加工品は除く。
  - (1) とうもろこしを主原料として、高圧で薄く押出 し又はロールで展延して成型し、油であげたもの
  - (2) とうもろこしを主原料として、高圧で押出し、 同時に膨化させたもの
  - (3) とうもろこし又は小麦を主原料として、糊化、

行

- 関する公正競争規約(以下「規約」という。)第2 条第1項の「ビスケット」とは、小麦粉、糖類、食 用油脂及び食塩を原料とし、必要により澱粉、乳製 品、卵製品、膨脹剤、食品添加物等の原材料を配合 し、又は添加したものを混合機、成型機及びビスク ットオーブンを使用して製造した食品をいう。
- 規約第2条第1項の「クラッカー」とは、小麦 粉、糖類、食用油脂、食塩を原料とし、必要により 澱粉、乳製品、卵製品、イースト、酵素、膨脹剤、 食品添加物等の原材料を配合し又は添加したものを 混合機、成型機及びビスケットオーブンを使用して 製造した食品をいう。
- 3 規約第2条第1項の「カットパン」とは、 粉、糖類、食用油脂、食塩及びイーストを原料と し、必要により澱粉、乳製品、卵製品、膨脹剤、食 品添加物等の原材料を配合し、又は添加し、混合機 にかけ醗酵させたものを成型機及びビスケットオ ブンを使用して製造した水分の多い食品をいう。
- 4 規約第2条第1項の「パイ」とは、次に掲げる基 準に適合した食品をいう。
  - (1) 小麦粉及び食用油脂を原料とし、必要により澱 粉、糖類、乳製品、卵製品、イースト、膨脹剤 食品添加物等の原材料を配合し、又は添加したも のを混合機、成型機及びビスケットオーブンを使 用して製造した、小麦粉を主体とする部分と油脂 とが交互に層状になった食品
  - (2) 小麦粉及び食用油脂を原料とし、必要により澱 粉、糖類、乳製品、卵製品、イースト、膨脹剤、 食品添加物等の原材料を配合し、又は添加したも のを混合機、成型機及びビスケットオーブンを使 用して製造した、小麦粉を主体とする部分が製品 の外側部分になるようにし、その中に果物、肉 $\sigma$ 加工品、マシュマロ等の詰めものをした水分の多 い食品

(略)

変更案 現 行

成型し、乾燥後膨化させたもの

- (4) とうもろこしを主原料として、蒸煮し、圧延し て焙焼させたもの
- (5) 小麦、とうもろこし又は米を粒のまま膨化した もの
- 3 規約第2条第1項の「ビスケット、クラッカー、 カットパン、パイ又は穀類スナックの加工品」と は、ビスケット、クラッカー、カットパン、パイ又 は穀類スナックにクリーム、ジャム、マシュマロ、 あん等をはさんだもの、又はこれらの表面にチョコ レート、砂糖、卵白、醤油等を塗布、若しくは被覆 したものをいう。
- 第2条 規約第2条第1項の「ビスケット類」につい 第2条 規約第2条第1項の「ビスケット類」につい て、判定に疑義の生ずるものについては、全国ビス ケット公正取引協議会の査定に基づき、公正取引委 <u>員会及び消費者庁長官</u>の裁定を受けるものとする。

(別表)

大分類	分類	番号	食品名
1 穀類	パン	22	食パン
		23	コッペパン
		24	黒パン
		25	ぶどうパン
		26	フランスパン
	(乾パン)	27	乾パン
2 いも、	じゃがいも	85	ポテトチップ
澱粉類			ス
3 菓子類	あられ	111	米あられ
		112	ひなあられ
(和菓子)	おこし	116	あわおこし
		117	米おこし
	(かりんと	120	かりんとう
	う)		
	(かるかん)	121	かるかん
	(ごかぼう)	131	ごかぼう
	せんべい類	133	あげせんべい
		134	甘辛せんべい
		135	いそせんべい
		136	かわらせんべ
			V
		137	塩せんべい
		138	なんぶせんべ
			V
		139	巻せんべい
		140	松風
		141	八ツ橋
	(らくがん)	160	らくがん
(その他菓	(ウェハー	161	ウェハース

- 6 規約第2条第1項の「ビスケット、クラッカー、 カットパン、パイ又は穀類スナックの加工品」と は、ビスケット、クラッカー、カットパン、パイま たは穀類スナックにクリーム、ジャム、マシュマ ロ、あん等をはさんだもの、又はこれらの表面にチ ョコレート、砂糖、卵白、醤油等を塗布、若しくは 被覆したものをいう。
- て、判定に疑義の生ずるものについては、全国ビス ケット公正取引協議会の査定に基づき、消費者庁長 官及び公正取引委員会の裁定を受けるものとする。

(別表)

(表略)

変更	案		現 行	
子) ス)				
菓子パン	162	あんぱん		
	163	クリームパン		
	164	ジャムパン		
(カステラ)	165	カステラ		
クラッカー	168	ソーダクラッ		
		カー		
	169	チーズクラッ		
		カー		
	170	バタークラッ		
		カー		
(ドーナッ	181	ドーナッツ		
ツ)				
パイ	185	アップルパイ		
	186	レーズンパイ		
ビスケット	187	ハードビスケ		
		ット		
	188	ソフトビスケ		
		ット		
	189	クリームサン		
		ド・ビスケッ		
		<u>۲</u>		
(ボーロ)	190	ボーロ		
資料:日本食品標準成分表	(文部科	学省科学技術・学	資料:日本食品標準成分表( <mark>科学技術庁</mark> )の分類によ	
<u>術審議会資源調査分科会報告</u> )の分類による。				

## 附 則

この規則の変更は、この規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。